滋賀県感染制御リーダー養成事業実施要領

1. 目的

地域の感染症対策において、高齢者や基礎疾患を有する者等の重症化リスクが高い者が生活する社会福祉施設（以下「施設」という。）での感染防止対策は極めて重要である。今後も繰り返すことが予想される新興・再興感染症に備えて社会福祉施設における感染防止体制を強化することは喫緊の課題である。

今回、施設における新型コロナウイルス感染症の集団発生に際して、病院の感染管理認定看護師、保健所・県感染症対策主管課職員等外部からの支援が行われたが、流行期には外部からの支援にも困難が生じた。したがって、感染管理を一方的に外部に依存するのではなく、施設自らが感染管理を自立して実施できる体制の構築が望まれる。

これまで、県庁感染症対策主管課や保健所等により施設等に対して感染対策研修が幾度も開催されたが、知識・技術の広がりは十分ではない。

そこで、県庁感染症対策、高齢者施設および障害者施設の主管課と保健所・感染症専門家等が連携して、各入所施設の感染管理の中心となる職員に集中的に研修を実施し、十分な知識と技術を修得した当該職員に対して滋賀県知事が認定資格を付与することで、入所施設の感染管理水準の向上を図る。

1. 感染制御リーダーの役割

県が開催する感染制御リーダー養成研修を修了し、施設における感染管理の中心的な役割を担う職員を感染制御リーダーとして滋賀県知事が認定する。認定された感染制御リーダーは、下記の対応を行う。

（１）平時から、他の職員に対して、感染予防対策の指導を行う。

（２）感染対策マニュアルやBCP（業務継続計画）の整備・見直しを実施する。

（３）感染症発生時の対応において、施設の中心となって他の職員に指示を行う。

（４） 保健所や感染管理認定看護師等から、感染対策に関する連絡をする際の窓口となる。

1. 感染制御リーダー養成研修の対象

**高齢者および障害者入所施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者支援施設およびグループホーム等）**の感染対策の中心となる職員（介護職、看護職等）で、下記の要件を満たし、施設長が適任であると推薦する者

1. 高齢者あるいは障害者入所施設等で、常勤として勤務していること。
2. 集団感染発生時に、対策の中心となって施設職員に必要な指示（命令）が出来る立場であること。
3. 施設の感染対策の向上に対して意欲があること。

1. 感染制御リーダー養成研修
2. 認定方法
   1. 施設長もしくは管理者が職員を推薦する。
   2. 推薦された職員は、３日間の感染制御リーダー養成研修（20時間程度）を受講する。
   3. 本研修の受講により必要な知識および技術を習得したと判断した場合に、感染制御リーダーとして認定する。
   4. 認定者には、滋賀県知事より認定証を発行する。
   5. 認定期間は、認定を受けた翌年度から３年間とする。この３年間において、所定の更新点数を取得すれば、認定資格をさらに３年間更新することができる。
3. 研修プログラム

別に定める

1. 講師

感染管理認定看護師・医師等の感染症専門家および県庁感染症対策主管課職員、保健所職員等

1. 認定制度の普及啓発（感染制御リーダー在職施設の認定・公表）

　本講習会を受講し、認定証の発行を受けた職員が所属する施設には、滋賀県知事が感染制御リーダー在職施設として認定証を発行し、特に感染症対策に注力している施設として、県のホームページに掲載する。

　県は、関係団体および関係者等へ積極的に情報提供することにより、感染制御リーダー認定制度および感染制御リーダー在職施設について周知および普及啓発を行う。

1. 感染制御リーダーによる情報交換会（フォローアップ研修）の開催

　感染制御リーダーが集合して、情報交換や各施設の課題共有、必要な取り組みを検討する機会を年に1回以上継続的に設ける。保健所職員や感染管理認定看護師等も参加して助言するとともに、感染対策に関する最新の情報や推奨する活動等についてのレクチャーを実施する。

７．地域ネットワークの構築

　県および保健所は、二次医療圏域内において感染制御リーダー間のネットワークの構築を支援し、以下の活動を推進する。

（１）感染対策に係る保健所・専門家等との相談体制

（２）施設間における相談体制・協働活動（合同のカンファレンス・研修会の開催、相互ラウンドの実施等）

附 則

この要綱は令和6年5月8日から施行する。